

築上町告示第17号

平成19年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年2月27日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成19年3月8日

2 場 所 築上町議会議場

○開会日に応招した議員

塩田 文男君	工藤 久司君
山中 正治君	金澤 久芳君
白石 隆則君	田村與四郎君
吉元 一也君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	成吉 暲奎君
繁永 隆治君	竹本 眞澄君
田村 兼光君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	田原 親君
平野 力範君	高島 未吉君
辻上 浩君	小林 和政君
武道 修司君	神下 忠君
中島 英夫君	岡田 信英君
川端 政廣君	信田 博見君
吉元 成一君	吉元 實君
有永 義正君	西口 周治君

○3月12日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月14日に応招した議員

○ 3月23日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

平成19年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成19年3月8日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成19年3月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- ・報告第1号 築上町国民保護計画を作成したことについての報告について
- 日程第4 議案第5号 専決処分について (平成18年度築上町一般会計補正予算 (第11号) について)
- 日程第5 議案第6号 専決処分について (平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号) について)
- 日程第6 議案第7号 専決処分について (工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について)
- 日程第7 議案第8号 平成18年度築上町一般会計補正予算 (第12号) について
- 日程第8 議案第9号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) について
- 日程第9 議案第10号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第10 議案第11号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第11 議案第12号 平成19年度築上町一般会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 平成19年度築上町霊園事業特別会計予算について

- 日程第16 議案第17号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第18号 平成19年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第18 議案第19号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第20号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第21号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第22号 平成19年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第22 議案第23号 築上町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町農業集落排水事業（椎田西部地区）分担金徴収条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第29号 築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第30号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第31号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第32号 築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第33号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第34号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第35号 築上町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第36号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第37号 築上町総合計画の基本構想について
- 日程第37 議案第38号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第38 議案第39号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

- 日程第39 議案第40号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第40 議案第41号 福岡県自治振興組合同規約の変更について
- 日程第41 議案第42号 福岡県自治会館管理組合同規約の変更について
- 日程第42 議案第43号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 日程第43 議案第44号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第44 議案第45号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について
- 日程第45 議案第46号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第46 議案第47号 築上郡税務事務組合同規約の変更について
- 日程第47 議案第48号 築上郡自治会館等資産管理組合同規約の変更について
- 日程第48 議案第49号 京築広域市町村圏事務組合同規約の変更について
- 日程第49 議案第50号 豊前広域環境施設組合同規約の変更について
- 日程第50 議案第51号 築城町道路線の廃止について
- 日程第51 議案第52号 築城町道路線の廃止について
- 日程第52 議案第53号 椎田町道路線の廃止について
- 日程第53 議案第54号 築上町道路線の認定について
- 日程第54 議案第55号 築上町教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- ・報告第1号 築上町国民保護計画を作成したことについての報告について
- 日程第4 議案第5号 専決処分について（平成18年度築上町一般会計補正予算（第11号）について）
- 日程第5 議案第6号 専決処分について（平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について）
- 日程第6 議案第7号 専決処分について（工事請負契約の締結についての議決内容の一部変

更について)

- 日程第7 議案第8号 平成18年度築上町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第8 議案第9号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第9 議案第10号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 議案第11号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第12号 平成19年度築上町一般会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 平成19年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第18号 平成19年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第18 議案第19号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第20号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第21号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第22号 平成19年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第22 議案第23号 築上町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町農業集落排水事業(椎田西部地区)分担金徴収条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第29号 築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第29 議案第30号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第31号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第32号 築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第33号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第34号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第35号 築上町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第36号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第37号 築上町総合計画の基本構想について
- 日程第37 議案第38号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第38 議案第39号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について
- 日程第39 議案第40号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第40 議案第41号 福岡県自治振興組合理約の変更について
- 日程第41 議案第42号 福岡県自治会館管理組合理約の変更について
- 日程第42 議案第43号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第43 議案第44号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第44 議案第45号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について
- 日程第45 議案第46号 福岡県介護保険広域連合組合理約の変更について
- 日程第46 議案第47号 築上郡税務事務組合理約の変更について
- 日程第47 議案第48号 築上郡自治会館等資産管理組合理約の変更について
- 日程第48 議案第49号 京築広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第49 議案第50号 豊前広域環境施設組合理約の変更について
- 日程第50 議案第51号 築城町道路線の廃止について
- 日程第51 議案第52号 築城町道路線の廃止について
- 日程第52 議案第53号 椎田町道路線の廃止について
- 日程第53 議案第54号 築上町道路線の認定について
- 日程第54 議案第55号 築上町教育委員会委員の任命について

出席議員 (30名)

1番	塩田 文男君	2番	工藤 久司君
3番	山中 正治君	4番	金澤 久芳君
5番	白石 隆則君	6番	田村與四郎君
7番	吉元 一也君	8番	西畑イツミ君
9番	塩田 昌生君	10番	成吉 暲奎君
11番	繁永 隆治君	12番	竹本 眞澄君
13番	田村 兼光君	14番	宮下 久雄君
15番	丸山 年弘君	16番	田原 親君
17番	平野 力範君	18番	高島 末吉君
19番	辻上 浩君	20番	小林 和政君
21番	武道 修司君	22番	神下 忠君
23番	中島 英夫君	24番	岡田 信英君
25番	川端 政廣君	26番	信田 博見君
27番	吉元 成一君	28番	吉元 實君
29番	有永 義正君	30番	西口 周治君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	助役	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君

健康福祉課長	……………	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	……………	吉留 正敏君
産業課長	……………	出口 秀人君	建設課長	……………	内丸 好明君
上水道課長	……………	中嶋 澄廣君	下水道課長	……………	平岡 司君
会計課長	……………	川崎 道雄君	農委事務局長	……………	大田 隆君
教育委員会椎田事務所（課長）	……………			……………	松田 倫夫君
住民生活室長	……………	落合 泰平君	管理課長	……………	白川 義雄君
企業立地課長	……………	竹本 正君	環境課長	……………	後田 幸政君
学校教育課長	……………	中村 一治君	生涯学習課長	……………	神崎 一貴君
監査室長	……………	吉留 康次君	審議官	……………	片山 益朗君
審議官	……………	安田 美鈴君	審議官	……………	舟川 忠良君
審議官	……………	小林 實君			

午前10時00分開会

○議長（田原 親君） ただいまの出席議員は30名です。定足数に達していますので、平成19年度第1回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。本日、議会を招集いたしましたところ、全員の議員さんの御出席でありありがとうございます。

また、先ほど5名の議員の方々、永年議員表彰ということで全国議長会会長からの表彰ということでおめでとうございます。

さて、12月議会以降の、若干の町政報告をさせていただきたいと思います。

やはり、まず何といたっても米軍の問題でございますけれども、3月5日に米軍が日米共同訓練ということで築城基地の方に参りました。そして、6、7ということで2日間の訓練を終えて、けさ9時、もう沖縄の方に5機帰りました。あとは、移動部隊は若干遅くなると思います。整備隊員等C1で来た分は遅くなると思いますけれども、一応5機のF15は、きょう9時に帰ると、このような形で通知があっております。

そういうことで、心配されましたことは何もございませんでしたし、今までの日米共同訓練と全く変わらない、日数については短いというふうなことで。これも、やはり米軍再編の一環ということで非常に皆さんの関心を得てきたわけでございますけれども、今後やはりいろんなことで、協定を遵守していただくという形で私ども監視をしてまいるということで、いろいろ皆さん方に御心配おかけしたることについて本当にお礼を申し上げたいと思います。

それから、正月明けまして、ごみ問題で徳島県の上勝町と、非常にすばらしいごみの行政を行

っている町がございいますが、何せ34品目、分別をしながら、そして経費のかからないごみ行政をやっておるということで、ほとんど、燃やすごみは1割程度しかないこのような形で、すべてリサイクル、リユースというふうな形で、この行政を行っておるところでございいますが、本当にすばらしいやり方をやっております。これを1年間じっくり、築上町でできるものを何とかやっつけていこうということで、今環境課の方に指示をして、1年間で何とかごみ減量化、そしてごみのリサイクル、リユースという形で、本町も平成20年度から実施をしようということで検討をさせているところでございます。

次に、米の転作田を利用した、いわゆるエタノールということで調査検討委員会を——これは経済産業省の補助金をもらってやったわけでございますけれども——1月にこの調査検討委員会の結論が出まして、築上町として取り組むべしというふうな形の、今後は社会的な状況で、いわゆる温暖化防止のために化石燃料を極力減らすべきと、そういうようなことで各国で、これはもう既に実施をされております。また、ヨーロッパにおいてもE10ということで、10%ガソリンを混ぜるということをしてEUの方が各国に指令を出しておるとそういう状況の中で、日本もおくればせながら、このような問題に対応していこうということで今閣議の中で決定され、そして環境省、それから経済産業省、農水省というところで一体となった形でのプロジェクトが組み立てられておるところでございます。

そういう中で、築上町としても何とか、この実証プラントという予算が国の方で位置づけがされてきたわけでございます。総額にすれば約85億という実証プラントをつくるための予算が今国会に提案されております。そういう形の中で、ぜひ本町においてもこの実証プラントの建設をしながら、このエタノール化を実施していこうという取り組みを現在行っておるところでございまして、3月6日の日には築上町バイオ燃料地域協議会というものを立ち上げまして、これの受け入れをやっつけていこうというふうなことで、これは大学、それから出資をしていただくというそれぞれ民間の会社、産・学・官という形で、行政も県の方、それから国の方も入っていただいておりますが、こういう地域協議会を設立いたしまして受け入れ体制をしていこうというふうなことで発足をしたところでございます。今後、このバイオ燃料の実証プラント建設に向けての国との協議を始めて、また詳しくは皆さん方、全員協議会等でお話をさせていただきたいと思いません。

次に、合併いたしまして総合計画というものを着手いたしまして、これが2月の22日に審議会の方から答申をいただきまして、きょうの議案にもございいますが、基本構想を提案させていただいておるところでございます。これについても話が長くなるので割愛させていただきますけれども、この総合計画と、それからそれぞれ自治会の方でつくっていただいております地区計画を基本に調整を進めてまいりたいとこのように考えております。

それからもう一つは、内部の非常に厳しい財政というふうなことで、国の三位一体の改革ということで、我々のような零細な町村にとっては非常に厳しい財政問題を余儀なくされております。三位一体の改革で所得税と住民税が、いわゆる逆転現象になったわけでございますけれども、住民税が築上町についても約3億弱ふえるわけでございますけれども、このふえた分は交付税が削られるというふうなことで、非常に厳しい財政事情になってます。交付税の総額自体が減らされておると。そして、ことしから新たな形での交付税制度ということで、これは面積と人口を基本とした交付税制度、そしてまた地域の特殊事情ということで、この特殊事情を加味した形の交付税にしてまいりますと。

幸いにも、この築上町は特殊事情ということで、合併と、それからもう一つは基地が所在するというので2つの特殊事情が入っております。そしてまた、行財政改革に取り組むという特殊事情についても若干加味される状況でございますし、そういう形の中で、3つの要素の中で幾分か反映されるのではなかろうかなということで新しい交付税制度が創設されて、しかし合併前の基本的なものは保障するという合併前の話もございますので、そんなに急変はないものと考えておりますけれども、新しい制度のもとで、やはり都市に優位な形の交付税制度になっているのではないかなと——決定してからでないとは多くは言えませんが——そんな形の税制になっておるところでございます。

それから最後に、本議案は報告が1件、そして議案といたしましては専決処分の提案3件、予算が15件、条例が14件、そして基本構想の議決、それから一部事務組合関係の議案が13件ございます。そしてまた町道の廃止認定という議案が4件、それから教育委員さんの人事案件1件ございます。総数52件の議案でございます。皆さん方の慎重なる御審議をいただきながら全議案可決をいただきますようお願い申し上げます行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田原 親君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、山中正治議員、4番、金澤久芳議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田原 親君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元成一委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

3月5日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案どおり決定いたしました。

3月8日火曜日、本日は本会議で議案の上程、なお専決処分、市町村組合関係は本日即決とすることに協議いたしました。3月9日から3月11日までを考案日とし、3月12日月曜日は、本会議で議案に対する質疑、委員会付託を行います。3月13日火曜日は本会議で一般質問とし、3月14日水曜日は一般質問の予備日といたします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。3月15日木曜日は、休会で厚生常任委員会といたします。3月16日金曜日は、休会で産業建設常任委員会といたします。3月17日から18日は休会といたします。3月19日月曜日は、休会で文教常任委員会といたします。3月20日火曜日は、休会で総務常任委員会を行います。3月21日水曜日は休会といたします。3月22日木曜日は、休会で委員会の予備日といたします。なお、委員会審議については所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案の質疑として一般行政事務関連については一般質問でお願いいたします。3月23日金曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。なお、一般質問の締め切りは、本日午後3時までといたします。

以上、会期は本日から3月23日までの16日間にすることが適当だと議運で決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。これで議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり本日8日から3月23日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの16日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田原 親君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付していますように議案第5号外54件であります。

また、例月出納検査報告を配付のとおり提出されていますので報告いたします。

町長から、報告第1号として築上町国民保護計画の作成について報告がありますので、職員の朗読の後、町長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 報告第1号築上町国民保護計画を作成したことの報告について、築

上町国民保護計画を作成したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、別紙のとおり報告する。平成19年3月8日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） この報告1号は築上町国民保護計画を作成したものでございます。これは、国民の保護のための措置に関する法律に基づいての法律によって、町の方で作成いたしました。そして作成に当たっては、各それぞれの有識者による委員会を設置いたしまして、そして委員会で協議いたしました案を県の方に協議をいたしまして、県の方でオーケーというようなことで一応保護計画ができ上がったものでございます。この報告については速やかに、計画をつくったときにこれを議会に報告するものということで法の中に定めておりますので、今回報告をするものでございます。

以上です。

○議長（田原 親君） これより、議事に入ります。

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第4、議案第5号の専決処分、平成18年度築上町一般会計補正予算（第11号）から、日程第6、議案第7号の専決処分、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第7号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第5号専決処分について（平成18年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第5号平成18年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、平成19年2月26日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 本議案は専決処分でございますけれども、これは八津田漁港の18年度

の予算を19年度に繰り越すということで、現在、設計協議、それから地元調整等をして、そして従前の17年度の工事も現在実施されておるといようなことで、やむを得ず繰り越さなければならぬということで、事業費2億337万9,000円を繰り越させていただくようにしたものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。——失礼しました。防火水槽、これは防衛施設庁事業で、防火水槽も地元調整を要したということで繰り越すようにしておりますんで、ちょっと漏れておりましたんで、済みません。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第5号について採決を行います。議案第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第6号専決処分について（平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第6号平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、平成19年2月26日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第6号も、これは専決処分でございます。これは簡易水道特別会計の補正予算を専決処分いたしました。この専決処分の内容は、県道寒田下別府線の横断暗渠の改修に伴う水道管の移設でございますけれども、用地の補償交渉等のおくれで年内に予算執行できないということで348万円を繰り越しをさせていただくものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第6号について採決を行います。議案第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第7号専決処分について（工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第7号専決処分について、地域水産物供給基盤整備、公共土木漁港整備災害復旧事業、八津田漁港建設工事（その4）の請負契約変更の締結について、平成19年2月26日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第7号は、これは八津田漁港の17年度の予算に係る建設工事の請負契約の変更でございます。

まず、変更は、工期を18年の8月9日から2月28日まででしたのを、これを3月22日までに延長したものでございます。そして契約金額を2億790万、これを2億4,164万4,900円に変更する。この変更増は入札残ということで、工事を18年度にやる予定の分を入札残で、この分を沖防波堤のケーソン制作を1函、それから北護岸の干潟への進入車路の構築、それから用地としては、土地の分につきましては用地土どめ階段設置ということで、これで契約変更増額をいたしたものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第7号について採決を行います。議案第7号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第7、議案第8号の平成18年度築上町一般会計補正予算（第12号）から、日程第10、議案第11号の平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第11号までを一括上程することに決定しました。

日程第7、議案第8号の平成18年度築上町一般会計補正予算（第12号）から、日程第10、議案第11号の平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第8号平成18年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり提出する。

議案第9号平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

議案第10号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第11号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第3号）を別紙のとおり提出する。平成19年3月8日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第8号は18年度の築上町一般会計補正予算（第12号）でございます。本予算は既定の歳入歳出予算の総額を102億370万1,000円から1億125万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を101億244万6,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは不用額の減額ということで、主なものは農業委員会が、これは定数だけで済みまして、それと土地改良区の総代の選挙ということで、これも定数だけで選挙がございましたので選挙費用906万2,000円が減額をさせていただく。それからあともろもろ、自立支援給付費等とか県介護保険広域連合負担金、こういうもの、それからあと防衛施設周辺民生安定施設整備事業費、それから農業用施設災害復旧費等、これは減額をさせていただいたところでございます。

また、増額の主なものは職員の退職ということで、勸奨退職者が2名おります。これに係る経費が931万の増額、それから国民健康保険の特別会計繰り出し金が370万というようなことになっておるところでございます。

そしてまた、繰越明許費の追加が10件ございます。そしてまた、債務負担行為の変更1件ということでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議案第9号は18年度の築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございます。本予算は既定の歳入歳出予算の総額27億941万7,000円に5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を27億942万2,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、財政安定支援事業の額の確定に伴う補正及び第三者給付金の増額補正でございます。歳入の主なものは財政安定化支援事業繰入金375万1,000円、一般保険者第三者納付金268万6,000円でございます。歳出の主なものは審査支払い手数料増額9万4,000円、納付書作成委託料精算金として8万9,000円の減額をしているものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第10号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、本予算は歳入歳出それぞれ225万円を減額いたしまして、それぞれの総額を4億970万6,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、事業の確定による補正でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第11号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。この予算につきましても、歳入歳出1,450万円を減額いたしまして、予算

の総額を1億7,924万6,000円と定めるものでございます。これも事業の確定により補正をさせていただいたところでございます。よろしく御審議のほど、御採択をお願い申し上げます。以上です。

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第11、議案第12号の平成19年度築上町一般会計予算についてから、日程第21、議案第22号の平成19年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第22号までを一括上程することに決定しました。

日程第11、議案第12号平成19年度築上町一般会計予算についてから、日程第21の議案第22号平成19年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第12号平成19年度築上町一般会計予算、地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第13号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第15号平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第16号平成19年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第17号平成19年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第18号平成19年度築上町老人保健特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度築上町老人保健特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第19号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第20号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第21号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度築上町簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第22号平成19年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成19年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成19年3月8日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第12号は平成19年度築上町一般会計予算でございます。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ92億4,098万5,000円と定めるものでございます。また、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。

予算編成におきまして、非常にこの予算をつくるのに苦勞いたしました。というのは、冒頭、行政報告でも申しましたように、非常に財源的に厳しい状況でございます。そういう形の中で、前年と比較すれば――当初予算と比較すれば、骨格予算でございましたから12.5%の増額になっておりますが、実質には去年の6月補正の額と比較すれば4%の減というようなことで、基本的に3億9,294万円の予算の規模が少なくしておるところでございます。この税源といたしましては町税が、これは2億6,653万7,000円ということで、これがふえてきたわけでございますけれども、逆にふえた分、地方交付税が減るといふうなことで、財政的には非常に厳しいものになっておるところでございます。

そういう意味で、これはやはりそれぞれの経費を抑えなければいけないというふうなことで、いわゆる普通建設事業も、これは町単事業できないような状況に、例年どおりの予算ではできないという状況で、やむを得ず予算の圧縮をして町単事業もやっていかなければいけない。そしてまた、緊急的に町長ほか四役の給与を5%カットということで、これは条例を後で出させていただきます。それから、管理職手当も課長職10%を8%に落とすと、それから課長補佐8%を6%に落とす、それから非常勤特別職の報酬、これについても現在5,000円、月額支給しておりますけれども、これを3,000円に減額させていただくとこのような状況で、非常に厳しい財政をこういう形で減額させていただきながら何とかやっていこうと。そしてまた、各種補助金についても1割程度減額させていただこうと、このような予算組みをしておるところでございます。

非常に財政的に厳しいという状況でございますので、なかなか住民サービスに行き届かないところが出てくるのではなかろうかなと考えておりますけれども、総合計画、それから地区計画ということで、極力、住民の要望に沿った行政はしていかなければいけないと考えておるところでございますけど、財政に見合った形で事業計画を定めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、議案第13号19年度の築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございますけれども、本予算は歳入歳出の総額をそれぞれ3,854万1,000円と定めまして、一時借入金の最高限度額を4億5,000万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは元金の返済ということでございます。財源は、これは貸付金の償還をしていただきながら、足りない分は一借をしながら返しているということで、議員の皆さんも承知のことでございます。そして、現在この滞納額が非常に多額でございます。17年度末で5億7,495万8,810円あるというふうなことで、回収に全力を向けながら、なかなか取れないというものについては法的な手段も現在行っております。そしてまた、全く相続人、それから保証人もなくなったという方については国の方に補助の制度がございますので、この補助をいただけるような形で取り組んでおるところでございます。よろしく御審議の上、御採択お願い申し上げます。

次に、議案第14号19年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算でございますけれども、本議案は歳入歳出の総額を360万円と定めるものでございます。今年度の貸付予定者は9名ということで、大学生2名、短大3名、高校4名、それから継続している方が3名、大学生2名、高校生1名ということで計画をしております。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第15号平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算でございますけれども、歳入歳出予算の総額を543万8,000円と定めるものでございます。本予算案

は、椎田駅前の周辺活性化促進事業特別会計の貸付金の返済回収業務を行っておるものでございます。これもなかなか回収でとまっておるところでございますが、何とか法的な手段もしながら回収していかねばと、このように考えておるところでございます。

次に、議案第16号19年度築上町霊園事業特別会計予算でございますけれども、本予算は歳入歳出予算総額を627万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは基金からの繰入金373万1,000円、それから永代使用料、永代管理料253万6,000円でございます。歳出は一般会計への繰り出し金ということで、一般会計で事業を行っておりますので、入った分は一般会計の方に戻していくということと、それから若干の積立金を、この特別会計の中にしていこうというふうなことで計画をしておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第17号19年度築上町国民健康保険特別会計予算でございますけれども、本予算は歳入歳出の予算総額を26億9,098万5,000円と定め、一時借入金の最高額を3億円とするものでございます。

歳入の主なものは国民健康保険税7億1,336万5,000円を計上させていただき、あと国庫支出金ということで7億9,416万5,000円、あと療養給付費交付金ということで、これは県からもございますけれども5億7,460万4,000円ということで、そしてあと県支出金1億1,846万6,000円、それから共同事業交付金として2億6,564万4,000円を計上しております。歳出の主なものは保険給付費というようなことで、非常に給付費がふえておるわけございまして、極力この抑制ということで健康対策には力を入れていかなければいけないとこのように考えておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第18号平成19年度築上町老人保健特別会計予算でございますけれども、本予算は歳入歳出の予算総額を28億9,833万5,000円と定めまして、一時借入金の最高額を1億円とするものでございます。

歳入の主なものは、これは支払い基金14億4,451万4,000円、国庫支出金9億5,662万3,000円、県支出金2億3,900万1,000円、一般会計繰入金が2億5,819万円ということでございます。歳出の主なものは医療諸費ということで、これはもうほとんどが医療諸費でございます。28億7,851万3,000円計上しております。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第19号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算でございますけれども、本案は歳入歳出の予算総額を4億1,071万円と定めるものでございます。歳入歳出、築城の方の下水道事業の予算でございます。事業費といたしまして、主なものは供用開始をいたして営業費用が1,629万3,000円、営業外費用2,371万8,000円、それから

まだ事業は残っておりますが、下水道の事業ということで3億6,969万9,000円を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第20号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、本予算は歳入歳出予算の総額を2億7,177万と定めるものでございます。これは既に完成しました八津田高塚地区の集落排水の下水道、それから西高地区の下水道の予算、そして新たに葛城地区の予算——今から調査設計が入ってまいりますけど——そういうものが本予算でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第21号平成19年度築上町簡易水道特別会計予算についてでございますが、本予算は歳入歳出予算総額をそれぞれ1億3,288万円に定めるものでございます。昨年と比較いたしまして1,300万円ほど増額になっておりますが、水道事業収入5,976万1,000円、繰入金7,277万8,000円、諸収入33万1,000円と。歳出は、総務費が8,202万3,000円、公債費が4,985万7,000円となっております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議案第22号平成19年度築上町水道事業会計予算についてでございますけれども、本予算も、これはもう既に大きい事業はございません。運転経費だけでございますので、例年とほとんど変わらない予算でございますけれども、大きいものは企業債の償還元金ということで6,100万ほど返さなければならぬとこのようになっておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田原 親君） これで議案第12号から議案第22号までの提案理由の説明を終わります。

日程第22. 議案第23号

日程第23. 議案第24号

日程第24. 議案第25号

日程第25. 議案第26号

日程第26. 議案第27号

日程第27. 議案第28号

日程第28. 議案第29号

日程第29. 議案第30号

日程第30. 議案第31号

日程第31. 議案第32号

日程第 3 2. 議案第 3 3 号

日程第 3 3. 議案第 3 4 号

日程第 3 4. 議案第 3 5 号

日程第 3 5. 議案第 3 6 号

○議長（田原 親君） お諮りいたします。日程第 2 2、議案第 2 3 号の築上町副町長の定数を定める条例の制定についてから、日程第 3 5、議案第 3 6 号の築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 3 号から議案第 3 6 号までを一括上程することに決定しました。

日程第 2 2、議案第 2 3 号の築上町副町長の定数を定める条例の制定についてから、日程第 3 5、議案第 3 6 号の築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第 2 3 号築上町副町長の定数を定める条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 4 号築上町農業集落排水事業（椎田西部地区）分担金徴収条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 5 号築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 6 号築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 7 号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 8 号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 9 号築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 3 0 号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 3 1 号築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第32号築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第33号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第34号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第35号築上町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第36号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成19年3月8日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第23号は築上町副町長の定数を定める条例の制定でございますが、副町長制度ということで、地方自治法の一部が改正されまして「助役」が「副町長」という名称に改められることになりました。これに基づく条例改正でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第24号築上町農業集落排水事業（椎田西部地区）分担金徴収条例の制定でございます。本案は先ほども議案で申しましたけれども、築上西部地区ということで旧葛城村でございますけれども、農業集落排水事業を行おうというふうなことで事業が前向きにしております。そういう形の中で、受益者の皆さんから分担金を徴収する旨の条例改正でございます。よろしくお願い申し上げます。

議案第25号築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の制定についてでございますけれども、これはそれぞれ旧町単位で制定されておりましたが、これはいろんな形で統一を図ろうということで、従前のものを廃止いたしまして条例の一体化をするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第26号築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも先ほどの助役が副町長にかわるための字句の修正に改めるものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第27号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、これも非常に財政が逼迫しておるといふふうなことで、今まで各種委員会の出席手当、これを5,000円ということで定めておりましたけれども、大体1時間程度の会議であるといふふうなことで、費用弁償的に3,000円に改定をしようといふことで2,000円を減額させていただく条例でございます。よろしく御審

議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これも一般会計予算のときに申し上げましたとおり、町長の給料、助役・収入役の給料、町長が今まで78万6,000円を74万6,000円ということで4万円引き下げると。それから、助役が62万9,000円を59万7,000円、3万2,000円引き下げ、収入役が59万円が56万円ということで3万円を引き下げる条例案でございます。よろしく御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げます。

議案第29号、これは築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。これも前議案同様、基本的には5%下げるといふようなことで、教育長54万8,000円を52万円にして2万8,000円を下げるような形で減額をするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第30号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これは扶養手当、3人目以降の扶養を5,000円から6,000円に改正するものでございます。これは人事院勧告がございまして、この人事院の勧告に合わせるものでございます。よろしく御採択をお願い申し上げます。

それから、議案31号築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例ということで、これは社会福祉センターの入浴時間の変更ということでございます。これは非常に町民の要望が多うございまして、時間を繰り下げるといふうなことで入浴時間を変更するものでございます。よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第32号は築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部改正でございますけれども、本件は標記のことについて、条例の第2条利用者の利用の範囲を広く広範に共有できるよう条例の改正をするものでございます。条例の一部改正について地方自治法第96条第1項の規定により提案をしたものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第33号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例、これは築上町の放課後児童健全育成対策事業ということで、いわゆる学童保育といっておりますけれども、これの実施場所の追加をするものでございます。現在では学童保育、児童館と築城保育所の2カ所で行っておりますが、学童保育の希望が非常に多くなりまして、ここでは収用しきれなくなったといふうなことで、チアフル保健センターも追加をしながら、ここでもやろうといふうなことで条例改正をするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、議案第34号築上町、これは町営住宅の一部を改正する条例の制定でございますが、これは町営住宅の一丁畑団地C棟が完成しまして、ここに移転した六反田団地の用途を廃止する条例でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第35号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例ということで、従前この条例の中に旅費に関する条例が入っておりませんでしたので、この条例の中に旅費規定を加えるものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第36号築上町公民館条例の一部改正でございますけれども、合併に伴い中央公民館、築城公民館がございますが、使用料がいろんな形で統一されてなかったと、それぞれの形で運営しておったわけでございますけれども、これらも統一をするというふうなことで、今回条例を提案させていただいております。御審議の上、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田原 親君） 議案第23号から議案第36号までの提案理由の説明を終わります。

日程第36. 議案第37号

○議長（田原 親君） 日程第36、議案第37号築上町総合計画の基本構想についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第37号築上町総合計画の基本構想について、築上町総合計画の基本構想を別紙のとおり定めるものとする。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第37号は築上町総合計画の基本構想についてでございます。これは行政報告でも申し上げましたとおり、総合計画の審議会におきまして答申を2月22日にいただきました。この基本構想についても審議会からの提言でございますが、そっくりそのまま採用いたしまして議会の方に提案をさせていただいております。これは地方自治法で、基本構想については議会の議決を要するというふうな法的事項でございます。よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） 議案第37号についての提案理由の説明を終わります。

日程第37. 議案第38号

日程第38. 議案第39号

日程第39. 議案第40号

日程第40. 議案第41号

日程第41. 議案第42号

日程第42. 議案第43号

日程第43. 議案第44号

日程第44. 議案第45号

日程第45. 議案第46号

日程第46. 議案第47号

日程第47. 議案第48号

日程第48. 議案第49号

日程第49. 議案第50号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第37、議案第38号の福岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてから、日程第49、議案第50号の豊前広域環境施設組合規約の変更についてまでは、期日指定及び合併等に伴う組合関係の規約変更事案であり、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） よって、議案第38号から議案第50号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第37、議案第38号福岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。担当課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第38号福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、平成19年3月30日から福岡県内のすべての市町村によって75歳以上を対象とする後期高齢者の医療に関する事務を処理するため、当該市町村の協議により、別紙のとおり規約を定め、福岡県後期高齢者医療広域連合を設置する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案38号は福岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてでございますが、本案は後期高齢者医療制度ということで、75歳以上の方々を対象に新たな保険制度を福岡県の全市町村で連合をもって始めるということでございます。そのために規約を定めなければなりません。その規約を今議会において承認をしていただかなければなりませんので、これが提案の理由でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方。辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） 本案は連合規約についての質疑でございますが、この高齢者医療広域連合そのものが、どのような仕組みを持つものかということについての前提となる知識がなければ、当然規約の審議もできないと思いますので、今町長が言いましたように福岡県下の——これは全国的なものですが——福岡県下75歳以上を対象とした医療制度、今、構成員と

しては何名がこの被保険者としてなるのか、また築城町内においては被保険者として算定される方は何人いるのか。そして、それらに対して保険者の方の負担は一体幾らなのか。また、現在、国が全国平均的に試算をしているものも出ているならば全国平均の試算及び福岡県での試算、それから築上町での試算ができておれば、どれだけの試算になるのか、その点を明らかにした上で提案すべきだと思いますが、どこまでのことを把握しておりますか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） この医療制度は、実質平成20年から適用するものでございます。そういう形の中で、それに先立ちまして準備がございまして。そういうことで平成19年度の4月1日にこの連合を発足しながら、細かいことは、そこで決めていくという状況になろうかと思いますが、わかっている範囲で担当課長の方からお答えをさせます。

○議長（田原 親君） 住民課長。

○住民課長（遠久 隆生君） 辻上議員さんの議員の定数ですが、当初2年間、19・20年度は、すべての市町村の意見を反映させるためという定義でございまして、それから議員さんは全部で77人で当初発足すると。それから、その後につきましては——きょうの議案の後ろの方につけておりますけど——それぞれの医療圏を基本としました、より簡素で効率的な運営をするため34人選出という形で決めております。それで、各市町村1人ずつ——1人ずつといいますか、福岡市、北九州市、久留米市等大きなところは3人等になっておりますが、基本的には市町村からそれぞれ1人ずつ出ただく、それは議会の代表、もしくは市町村長から1名議員を選出するという形になっております。

それから、保険料の件でございまして、保険料はこの1年間かけて19年度で、広域連合の議会の方でいろいろ審議していただいて決定するような形になろうかと思いますが、国としての試算は——きょうの資料におつけしております、後ろから3番目ですが——基礎年金受給者、年額79万円の方で月額900円。それから、これまで被用者の子供と同居することなどにより被用者保険の被扶養者として自分で保険料を払っていないで扶養されていた方は、2年間は保険料を半額とするということで月額3,100円かかるような形で国の方は試算しております。

県の方は、まだ試算を出しておりません。町の方も、もちろんございません。町は県1本に今後なりますので、県が広域連合で決まってから、築上町のそれぞれの被保険者に保険料として賦課されるような形になるかと思っております。

以上でございます。（「築上町の老人の数を言っていない」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） 住民課長。

○住民課長（遠久 隆生君） きょうの資料は、済みません、対象者ですが、75歳以上が19年、ことしの2月1日現在ですが3,071名となっております。よろしいですか。

以上です。

○議長（田原 親君） 住民課長。

○住民課長（遠久 隆生君） 済みません、県の方、全体を把握しておりませんので、終わり次第、辻上議員さんの方にお知らせしたいと思います。済みません。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） これ、県の方は實際上、介護保険等、それから国保の今の状況等から考えて、一応の試算を出しているとは思うんですね。それでいきますと、いずれも全国平均額からは2割増しぐらい高いのではないかと、そういう実態として資料もいただいております。これでいきますと、国が試算した全国平均額で年金収入80万円以下、7割軽減の対象になる方で応益で900円、応能なしという方で月900円ですが、これが福岡県の場合は毎月1,125円になるのではないかと。それから、年収80万円から400万円の子供と同居の場合、こちらの資料でありました3,100円というところですね。この3,100円の方で応益3,100、応能なしという方では月額3,750円。それ以上の方につきましては6,200円、これは7,500円になるのではないかと、こういうふうな推定の資料という形でも出ております。

これらを、今度は徴収方法なんですけど、これは普通徴収とそれから年金からの天引きというふうに分かれる形になると思うんですけど、全額、介護保険と同様の形の年金からの天引きなんですか、それとも。徴収方法について、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（田原 親君） 住民課長。

○住民課長（遠久 隆生君） 一応、今決まっているところではございますが、年額18万円以上の年金受給者は普通徴収、それ以上の年金受給者は、かかった保険料を年金から天引きという特別徴収という形で引かさせていただくというような形で、現在のところ決まっております。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） そうすると、介護保険とそれから後期高齢者の老人保健ですね、これを合わせた形で年金から天引きされると、そういう形に変わっていくわけですね。その点で、幾ら高くなっても、これは年金から天引きされるわけですか。

○議長（田原 親君） 住民課長。

○住民課長（遠久 隆生君） ただいまのところ、そういう形でいっておりますけど、こういう問題もこれから1年かけて連合会の方で、それぞれの県でベストの形で協議がなされるものと、私どもは今のところとらえております。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） 今の介護保険の金額でも年々上がっていく中で、いや応なしに天引きされるというのが実態ですが、その実態に加えて、またこれから天引きされると。これら

の天引きにつきましては、一応今の目安として出てるのは、年金収入の半分を超えては天引きしないというふうな案も出ている、そういう説明もあるようですけど。それにしても、年金収入の半分までが介護保険とそれから医療に使われてしまうと。これで、今生活している方々の本当の実態を考えれば、こういう制度が本当に許されていていいだろうかとこのところまで切実に考えるところですよ。

きょうは、もうこれは法律として決まって、そしてそれをどう運営していくかという規約の審議ですから、そこから先は、また後日それは、中身の問題は一般質問等で行いたいと思いますけれど、そういう重大な中身も町長も認識していると思います。

これを、この介護保険の規約の方で見ますと、実際、保険者の方の意見や現状をどのように広域連合に反映させていくかと、そういう点について介護保険でも連合議会でもはっきりしたように、なかなか住民の意見や要望を吸い上げていくというふうな点で、ものすごく意見の集約というのは上がらないところがあると思うんですよ。それで今回の規約の中で、保険者の意見がどういう形で反映されていくように、この規約の中に明記されているのか、その箇所を具体的に示して、そして介護保険の今の現状を二度と繰り返さないと、そういうふうなところが規約の中に改良された点があるかどうか、私はちゃんと吟味して提案していただきたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 辻上議員、細部については、まだこれはいろんな形で議論がされておるところでございますし、こういうふうにやるとかいう、決まったものではございません。きょう出しておる議案は、先ほども議員さんから言われましたように連合の規約を、連合をこういうふうにつくるということで、この規約で当町議会はいいのかどうかという御判断をしていただければ。そもそもこの後期高齢者の医療の広域連合というものは、やはり老人医療の高騰にかんがみ、やはり非常に高齢化市町村というのが非常に厳しい財政負担になってきておるといふような状況でございます。これを国民皆保険という考え方の中から、後期高齢者のものは全国一律同じような、そして県下で同じような施策をしようというふうなことで、当築上町にとっては非常に高齢化率、高くなってきております、都市に比べてですね。だから、こういう制度は、我々の町村としては高齢化の高い団体で市町村ですかね、これはありがたい制度だと思っておりますし、あと中身については、これは連合の理事者でいろんな形を決めて議会に諮ってくると。だからこの議会を代表される議員さんが地域の代弁をしていかなければいけないというふうな形になろうかと、このように考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） ここで質疑の場ですから、町長の意見に対していろいろ言うわ

けではありませんが、これは高齢者にとって本当にいいものかどうかという点については、私はもう甚だ真反対だと思います。これは高齢者のみを対象にした医療であって、医療を国保から切り離して、そしてどうしても医療費の抑制という方向に力を入れていくというふうな医療体制に移っていってしまうというふうに変な懸念しています。そしてこれが進んでいけば、今度はさらには今まで老人医療には適用されなかった保険証の取り上げ、これは資格証明書という発行になりますけれども、そういうことまでちゃんと明記してやっていくようなこともうたわれています。こうなれば、まさしく老人医療については本当に病院にかかりたくても行けない、行けばすごい金額が出ていく、そういうふうな、今より命と健康を脅かす大変な事態になっていくんじゃないかと心配をしているところです。

それで、先ほどの広域連合の規約の問題ですけれども、これもこれから改良されると言われても一応の案が出ておりますから、この中でやっぱり私が最大の問題と思うのは、住民の声をどう反映させていくかという点を規約にはっきり明記することと、情報の公開をどうやってしていくかということも規約に明記すること。それからそれぞれの定例会、議会、自治体から出ていくわけですから、それぞれの自治体に議会後にどのように報告していくのか、それから議員の選出方法、こういう点についてももっと民主的に広く、介護保険の実例がありますから、そういうところから改良された形で出てくるべきだと思います。

ところがこの規約の面では、そういうところがはっきりと明記されているというところは本当は少ないんですよ。運営上のことを中心にして書いてあって。ですから、またもや実際の保険者が知らないところで決まって、どんどん値上げが進んでいくと、こういうふうなことが目に見えると、心配されるという状況ではないかと思います。その点についてですね、町長の方はこれ連合議会の議員として当然になっていく立場の人であろうと思いますので、規約そのものについて、これはもうそういう立場から具体的に改善改良の余地があるという点を認めた上でこれからやっていっていただきたいと思うんですが、お考えはこの規約でよいとお考えですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） この規約というのは基本的なものを定めたものでございますし、あとはいろんな運営の方法を理事会の方で、もしできれば定めながらやっていくと、そして規約の変更については議会、それからいろんな議会の承認事項というのはあろうかと思えます。そういう形の中で、議員の代表者がこの議会に出ていくのか、広域連合の議員は関係市町の議会の議員または長により組織するというので、連合が結成されれば、あと議員の選出をこの議会の、築上町議会の中から議員さんになるのか私になるのかわかりませんが、それはまたなった時点でその人が築上町の主張を展開していただければいいんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ほかにないようございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） 質疑の中でも申しましたけれど、これはやはり国保から老人医療を取り外して、そして医療費の抑制という名のもとに命や暮らし、健康を大変危険な目に追いやるというところで重大な問題を残したままスタートしていくと思います。そういう危険性のある医療制度が前提になっているということ、これは法律として決まってしまったのですが、それに基づいてそれを運営する広域連合のこの規約の問題ですけれども、今言いましたように介護保険なんかの問題で指摘されましたように、住民の声を反映させるのにどういうふうに具体的に規約に盛り込むか。情報公開の義務づけや、それから議会後のそれぞれの報告を義務づけることなど、規約上には大変今までの教訓が生かされてない、そういう点が具体化されてないという弱点があると思います。そしてまた大きなことには、この広域連合の中に75歳以上の方の住民が直接運営に参加できると、そういうところを全然うたっていないことです。被保険者みずからその運営の中に代表として入っていくと、そして意見を言って状況を改善していくということが当然必要であろうと思いますが、そういう点についても不備ではないかと思います。

以上の点から、国の法律で決まったとはいえ改良の余地ある規約を認めるわけにはいきませんので、あえて反対をいたします。

○議長（田原 親君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第38号について採決を行います。議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（田原 親君） 挙手多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第38、議案第39号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第39号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約を別紙のとおり変更する。平成19年3月8日提出、築上町

長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第39号は、福岡縣市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更についてでございます。この規約の変更は、自治法の改正がなされて、市町村において収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたことに伴い、市町村消防団員等公務災害補償組合理約を変更するものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第39号について、採決を行います。議案第39号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第39、議案第40号福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第40号福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について。山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町が廃止され、その区域をもってみやま市が設置されたことに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数を増減する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第40号は、福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減についてでございますが、先ほど朗読のとおり、3町が合併いたしましてみやま市が設置されました。これによる数の増減でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第40号について、採決を行います。議案第40号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第40、議案第41号福岡県自治振興組合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第41号福岡県自治振興組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県自治振興組合規約を別紙のとおり変更する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第41号、これは福岡県自治振興組合の規約の変更についてでございますが、これは助役と収入役の廃止と、助役は副市町村長ということで自治法の改正がされたわけでございます。これに基づく議案でございます。よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願いいたします。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第41号について、採決を行います。議案第41号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第41、議案第42号福岡県自治会館管理組合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第42号福岡県自治会館管理組合理約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県自治会館管理組合理約を別紙のとおり変更する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第42号は、福岡県自治会館管理組合の規約の変更についてでございますが、この議案も前議案同様、収入役を廃止し、会計管理者を置くということの議案でございます。よろしく御審議を申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第42号について、採決を行います。議案第42号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第42、議案第43号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第43号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成19年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から宗像自治振興組合、宗像地区消防組合及び宗像清掃施設組合を脱退させ、平成19年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に宗像地区事務組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第43号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございますが、先ほど朗読いたしました宗像地区の再編によりまして統合がいろんな組合でされました。それに伴う数の

増減また収入役を廃止して会計管理者を置くという事業地方の改正でこの議案を提案しております。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第43号について、採決を行います。議案第43号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第43、議案第44号福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第44号福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について。山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町が廃止され、その区域をもってみやま市が設置されたことに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数を増減する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第44号、本議案も市町村の合併による議案でございまして、みやま市ができた議案でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第44号について、採決を行います。議案第44号は原案のとおり可決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第44、議案第45号福岡県市町村災害共済基金組合格約の変更についてを議題とします。
職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第45号福岡県市町村災害共済基金組合格約の変更について。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合格約を別紙のとおり変更する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第45号は、福岡県市町村災害共済基金組合の規約の変更でございますが、この規約の変更は、収入役を廃止し、会計管理者を置くことと自治法改正となりましたので提案するものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第45号について、採決を行います。議案第45号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第45、議案第46号福岡県介護保険広域連合格約の変更についてを議題とします。
職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第46号福岡県介護保険広域連合格約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、福岡県介護保険広域連合格約を別紙のとおり変更する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第46号は、福岡県介護保険広域連合格約を変更する規約でございますけれども、これは助役及び収入役の名称変更もしくは廃止ということと絡みまして、副広域

連合長を支部長にすることをございます。そしてまた、広域連合に会計管理者を1人置くということをございます。

それからあと14条に、吏員その他の職員を職員と改めるという文言の改正をございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで討論を終わります。

これより議案第46号について、採決を行います。議案第46号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第46、議案第47号築上郡税務事務組合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第47号築上郡税務事務組合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、築上郡税務事務組合規約を別紙のとおり変更する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第47号は、築上郡税務事務組合の規約の一部変更をございますが、この議案も自治法改正により、助役を副市町村長、収入役を廃止して、会計管理者ということにする議案をございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませぬ。これで討論を終わります。

これより議案第47号について、採決を行います。議案第47号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第47、議案第48号築上郡自治会館等資産管理組合規約の変更についてを議題とします。
職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第48号築上郡自治会館等資産管理組合規約の変更について。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、築上郡自治会館等資産管理組合規約を別紙のとおり変更する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第48号は、築上郡自治会館等資産管理組合規約の変更でございますが、これも前議案同様、自治法改正によりまして、会計管理者を置くという議案でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第48号について、採決を行います。議案第48号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第48、議案第49号京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。
職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第49号京築広域市町村圏事務組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、京築広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第49号は、京築広域市町村圏事務組合の規約の変更についてでございますが、本議案も前議案同様、会計管理者を置くということで変更するものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第49号について、採決を行います。議案第49号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第49、議案第50号豊前広域環境施設組合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第50号豊前広域環境施設組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、豊前広域環境施設組合規約を別紙のとおり変更する。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第50号も、これは豊前広域環境施設組合の規約の変更でございますけれども、これも収入役を廃止し、会計管理者を置くということ議案でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第50号について、採決を行います。議案第50号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第50. 議案第51号

日程第51. 議案第52号

日程第52. 議案第53号

日程第53. 議案第54号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第50、議案第51号の築城町道路線の廃止についてから、日程第53、議案第54号の築上町道路線の認定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号まで議案第54号までを一括上程することに決定しました。

日程第50、議案第51号の築城町道路線の廃止についてから、日程第53、議案第54号の築上町道路線の認定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第51号築城町道路線の廃止について。議案第52号築城町道路線の廃止について。議案第53号椎田町道路線の廃止について。議案第54号築上町道路線の認定について。次のように町道路線を認定するものとする。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第51号は、平成18年の1月10日に旧築城町及び旧椎田町が合併したことに伴い、築上町の町道台帳の整備を進めてまいりましたが、それが完成したことにより旧町道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、旧築城町道、1級が7路線、2級16路線及びその他365路線です。この廃止が町道認定を17年の12月に築城町が既に新しい町道を認定しておりましたが、旧道を廃止してなかったということで、この分を今回提案させていただきました。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

それから議案第52号は、これは平成18年の1月10日にやっぱり合併して、旧町道路線を廃止するものでございます。廃止する路線は、旧築城町道が1級8路線、2級15路線及びその他617路線でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議案第53号は、これはやっぱり合併に伴い、これは椎田町の路線の廃止でございます。廃止路線は1級7路線、2級14路線及びその他1,039路線でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願いします。

それから議案第54号は、これもやはり合併に伴い、道路台帳の整備を進めてまいりましたが、

この道路台帳が完成いたしました。本件は築上町道の認定を行うもので、1級が15路線、2級29路線、その他1,789路線の承認をお願いするものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

日程第54. 議案第55号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第54、議案第55号の築上町教育委員会委員の任命については、人事案件であり、会議規則第39号第2項の規定より、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認め……

○議員（8番 西畑イツミ君） 異議はないんですけど。——いいですか。

○議長（田原 親君） はい。

○議員（8番 西畑イツミ君） あのですね、前回は経歴をここ載せてほしいとお願いしたんですけど。（「質疑でしてください」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） いい、もういい。異議なしと認めます。よって、日程第54、議案第55号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第54、議案第55号の築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第55号築上町教育委員会委員の任命について。築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成19年3月8日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第55号は、築上町教育委員会委員の任命についてでございますけれども、本案は教育委員会委員の森美幸氏が平成19年3月24日をもって任期満了となります。新たに築上町大字椎田977番地14、岡田良江氏を任命する議案でございます。岡田氏は生年月日が昭和40年1月26日生まれでございます。住所は先ほど申しましたとおり、大字椎田の977番地14、学歴は、ずっと椎田町で育ちまして、築上中部高校に入学して途中でアメリカのミネソタ、ジョハンソン高校の方に編入、57年にしており、58年卒業と。そして59年、築上中部高校にまた帰りまして、59年には福岡女学院短期大学英語課に入学をして、61年3月と。

職歴につきましては、現在私塾を、英会話教室を行っておるということで、前任の森さんと同じようないわゆる履歴の持ち主でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） 西畑議員、ある。（発言する者あり）いい、いいですか。（発言する者あり）いいの。（「質疑じゃありませんから」と呼ぶ者あり）はい。

○議員（8番 西畑イツミ君） 町長がね、ここで言うのもそれは大切でしょうけれど、この場でね、皆さん知ってる方はいいですよ、こういうふうに名前の上がってきてるの知ってる方はいいんだけど、知らない人はね、やはり事前に経歴なんか、以前顔写真も載せてくださいって言ったら、それはできませんというふうに断られたんですけど……

○議員（27番 吉元 成一君） 僕も勝手にしゃべろう。まだ質疑が始まってないのに質疑をしよう。

○議長（田原 親君） いいです、どうぞ言ってください。

○議員（8番 西畑イツミ君） 議長がいろいろ言ったから言ってるんです。（発言する者あり）だから、それでだから事前にね、この経歴とかいろいろのわかるように載せていただきたい、そういうことです。

○議長（田原 親君） 今後いいね、町長。いいですね。

○町長（新川 久三君） はい。

○議長（田原 親君） いいですか、西畑議員。いいち言いよりますから。

○議員（8番 西畑イツミ君） はい、いいです。

○議長（田原 親君） ただいま説明がありましたように、築上町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。本案は人事案件です。会議規則第80条の規定により、同意不同意を本日決定したいと思います。

では、議案第55号の築上町教育委員会委員の任命について、同意する方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（田原 親君） 挙手多数です。よって、本案は岡田良江氏を築上町教育委員に同意することに決定しました。

ここで議案に対する資料要求があれば、お手元に配付しています様式により事務局まで申し出てください。いいですか。これで資料要求を終わります。

なお、一般質問のしめ切りは、本日の3時までとしています。また所管委員会以外の議案質疑を希望される委員は、お手元に配付の様式で事務局まで提出してください。議案以外の受け付けは不可とします。

○議長（田原 親君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これを散会します。

午後1時55分散会
